

○住田町有林J-VER販売要領

平成 26 年2月 28 日告示第 49 号

最終改正:平成 30 年 10 月 15 日

(趣旨)

第1 この要領は、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等(以下「事業者等」という。)に対し、町有林J-VERを販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) カーボン・オフセット 事業者等が自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、オフセット・クレジット(J-VER)を購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。
- (2) オフセット・クレジット(J-VER)制度 カーボン・オフセットに用いられることを目的に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット(J-VER)として国が認証・発行する制度をいう。
- (3) 町有林J-VER オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づき、住田町が町有林を整備することで取得したオフセット・クレジット(J-VER)をいう。
- (4) J-クレジット登録簿システム オフセット・クレジット(J-VER)を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。
- (5) 保有口座 J-クレジット登録簿システムにおいて、オフセット・クレジット(J-VER)を取得しようとする者の申請により開設されるオフセット・クレジット(J-VER)を保有するための口座をいう。
- (6) 移転手続 J-クレジット登録簿システムにおいて、自らの口座に記載されたオフセット・クレジット(J-VER)を他者の口座に移転するための手続きをいう。
- (7) 無効化 オフセット・クレジット(J-VER)が再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。

(購入者の募集)

第3 町有林J-VERの購入希望者(以下「購入希望者」という。)の募集は、町ホームページ等によって行うものとする。

2 町有林J-VERの販売は、住田町が保有する数量の範囲内で行うものとし、町ホームページ等に販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第4 町有林J-VERの購入希望者は、申込書類(様式第1号～第3号)を町長へ提出するものとする。ただし、次に掲げる事業者等は対象外とする。

- (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者及び団体
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者及び団体
- (3) その他本事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、J-VER使用に関する資料の提出を求めることができる。

3 申込みは、1トン(t-CO₂)単位で行うものとし、最低販売数量は1トン(t-CO₂)とする。

(購入者の決定)

第5 町長は、第3の規定による申込みがあった場合は、先着順に申込書類の内容を審査し、購入者及び購入額を決定するものとする。

2 前項の決定をしたときは、町長は購入希望者に書面により通知する。

(売買代金の納付)

第6 購入者は、町有林J-VERの売買代金を、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(町有林J-VERの移転)

第7 町長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムの操作により、町の保有口座から購入者が指定する口座へ購入した町有林J-VERの移転を行うものとする。

(購入後の報告)

第8 町長は、町有林J-VERの購入者に対して、町有林J-VERの使用内容について報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入した町有林J-VERの使用内容について報告するものとする。

(協議)

第9 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、町長と購入者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 10 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県気仙郡住田町を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成 30 年 10 月 15 日告示第 28 号)

この要領は、公布の日から施行する。